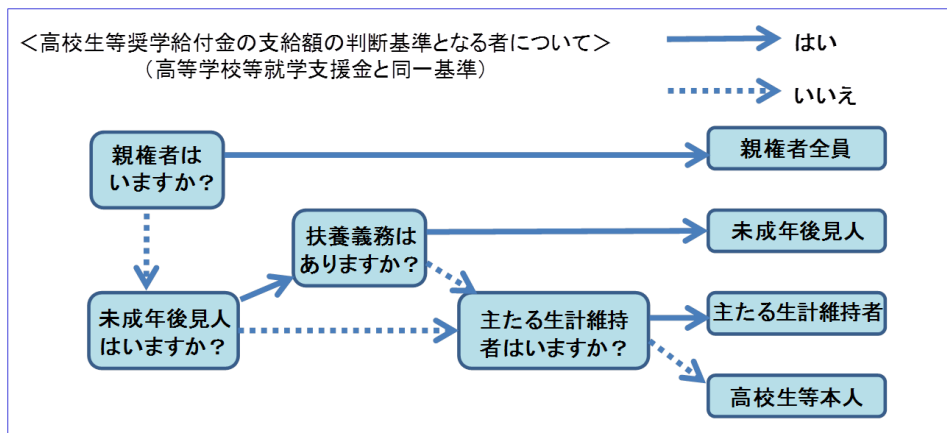


こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん  
令和元年度 高校生等奨学給付金（国公立）  
申請について

◆1 申請者

保護者等

- ※1 保護者等とは、原則親権者である父母のことです。
- ※2 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。
- ※3 高校生等が成人している場合は、健康保険証の被保険者が申請してください。



◆2 基準日

令和元年7月1日（在籍状況確認日）

◆3 提出締切

月 日

- ※締切は在学する高等学校等に確認してください。
- ※高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

◆4 給付時期

10月～12月

（兄弟姉妹が同時期に振り込まれるとは限りませんのでご注意ください。）

◆5 提出先・問い合わせ先

- ・ 県内の高等学校等に在学している場合・・・ 在学する高等学校等
- ・ 県外の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

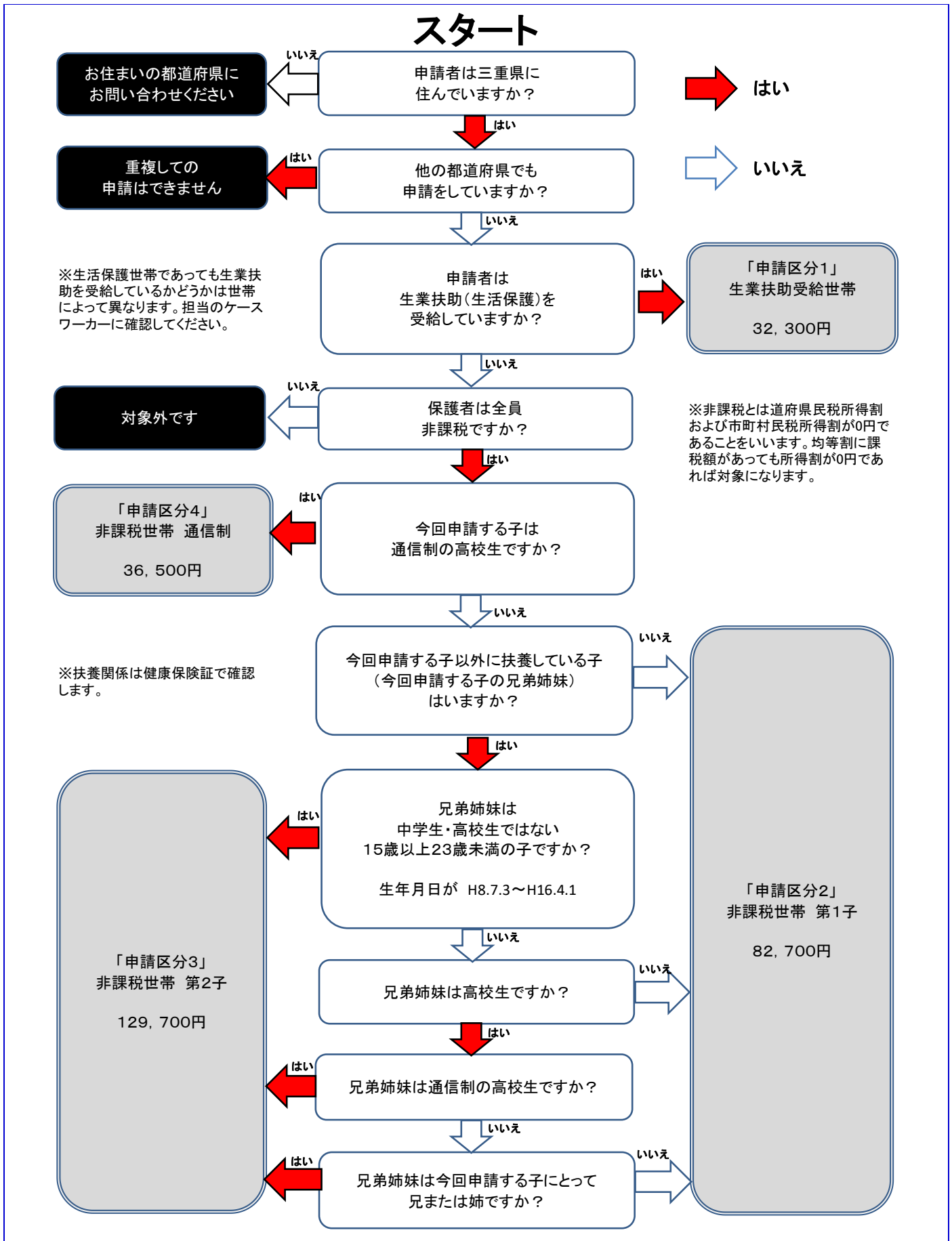
三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当

電話 059-224-2827（受付 平日 8:30～17:00）

※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

## ◆6 申請区分の確認

世帯の状況により、提出する書類が異なります。  
申請区分1から4のどの申請区分に該当するかを確認してください。



## ◆7 給付額（年額）（国公立）

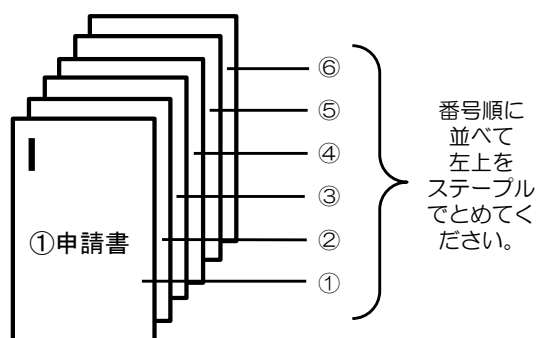
世帯種別		申請区分	給付額	
生業扶助受給世帯	全日・定時・通信制	申請区分1	32,300円	
非課税世帯	全日制	第1子	申請区分2	82,700円
		第2子	申請区分3	129,700円
	通信制	申請区分4	36,500円	

※給付回数は、年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とします。

## ◆8 提出する書類 (A4の用紙サイズにあわせてください。)

### 申請区分1 32,300円

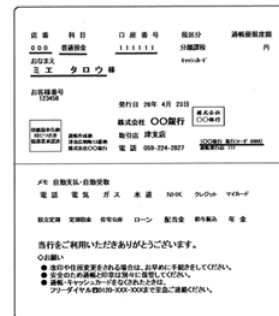
- ① 申請書（様式1）（通信制の場合は様式1-2）
- ② 委任状（様式3） ← 委任する場合のみ必要
- ③ 通帳の写し ← 学校に委任する場合不要
- ④ 住民票（親権者全員分）
- ⑤ 生業扶助受給証明書



### 申請区分2 82,700円

- ① 申請書（様式1）
- ② 委任状（様式3） ← 委任する場合のみ必要
- ③ 通帳の写し ← 学校に委任する場合不要
- ④ 住民票（親権者全員分）
- ⑤ 所得課税証明書（親権者全員分）

#### ※③通帳の写しイメージ

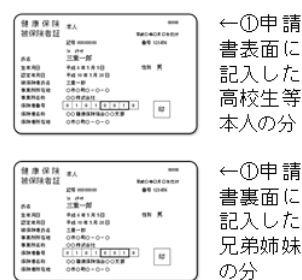


※A4サイズの内紙の中央にコピーしてください。

### 申請区分3 129,700円

- ① 申請書（様式1）
- ② 委任状（様式3） ← 委任する場合のみ必要
- ③ 通帳の写し ← 学校に委任する場合不要
- ④ 住民票（親権者全員分）
- ⑤ 所得課税証明書（親権者全員分）
- ⑥ 健康保険証の写し（高校生等本人と兄弟姉妹分）

#### ※⑥健康保険証の写しイメージ



※A4サイズの内紙の中央にコピーしてください。

### 申請区分4 36,500円 <<通信制>>

- ① 申請書（様式1-2）
- ② 委任状（様式3） ← 委任する場合のみ必要
- ③ 通帳の写し ← 学校に委任する場合不要
- ④ 住民票（親権者全員分）
- ⑤ 所得課税証明書（親権者全員分）

## ◆9 注意点

書類	注意点	
申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒ボールペンで記入してください。 (消せるボールペンは使わないでください。)</li> <li>訂正する際は二重線を引いてください。 (修正テープや修正液は使わないでください。)</li> </ul>	
住民票 ※市役所、町役場で取得してください	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者等全員分(父母)</li> <li>交付日が<u>基準日(令和元年7月1日)以降</u>のもの</li> <li>世帯主、続柄が記載されたもの(本籍、筆頭者は不要)</li> <li>市役所、町役場で発行された状態のまま、抜き取らず全て提出してください</li> <li>個人番号(マイナンバー)の記載がないもの</li> </ul>	
収入状況を確認する書類	所得課税証明書 ※市役所、町役場で取得してください	<b>【非課税世帯】【生活保護世帯であっても生業扶助を受給していない世帯】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者等全員分(父母)</li> <li><u>令和元年度(平成31年度)</u>の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)であることが確認できるもの</li> <li>市役所、町役場で発行された状態のまま、抜き取らず全て提出してください</li> </ul> ※未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可
	生業扶助受給証明書 ※福祉事務所、町役場(生活保護担当窓口)で取得してください	<b>生業扶助受給世帯</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>所得課税証明書ではなく、生業扶助受給証明書(または生活保護証明書)が必要</li> <li><u>基準日(令和元年7月1日)現在</u>の生業扶助の受給が確認できるもの</li> <li>申請者の名前が確認できるもの</li> </ul> ※生活保護世帯であっても、生業扶助を受給していない場合には、生活保護証明書ではなく、所得課税証明書を提出してください。
健康保険証の写し	次の①、②の場合のみ提出が必要 <p>① <b>申請区分3(第2子)で申請する場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書に記載した高校生等本人と兄弟姉妹の分が必要</li> </ul> <p>② <b>申請者が「主たる生計維持者」または「対象となる高校生等本人」の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書に記載した高校生等本人の分が必要</li> </ul>	
在学証明書(様式5) ※在學校で取得してください	<b>県外の高校生等のみ必要</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>基準日(令和元年7月1日)現在</u>の在学を確認できるもの</li> <li>様式5と同様の内容が確認できれば、任意の様式の在学証明書でも可</li> </ul> ※県内の高校生等や兄弟姉妹の分は要りません。	

※申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書の提出が必要です。住民票および収入状況を確認する書類は、一方に原本を提出すれば、他の高校生等は写し(原本を提出した学校名・名前を明記)の提出でかまいません。ただし、いずれも国公立の高校生等の場合に限りません。